

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設使用規則

(昭和 62 年 4 月 1 日制定)

改正 平成元年 4 月 1 日

改正 平成 4 年 4 月 1 日

改正 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 12 年 5 月 23 日

改正 平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 16 年 5 月 27 日

改正 平成 17 年 2 月 17 日

改正 平成 17 年 5 月 19 日

改正 平成 18 年 7 月 13 日

改正 平成 19 年 9 月 13 日

改正 平成 22 年 3 月 18 日

改正 平成 23 年 6 月 01 日

改正 平成 23 年 9 月 15 日

(目的)

第 1 条 この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設（北海道演習林セミナーハウスを除く。以下「宿泊施設」という。）の使用について、適正な運営をはかることを目的とする。

2 宿泊施設は、次の各号に掲げる施設をいう。

短期宿泊施設

- (1) 千葉演習林清澄宿泊施設
- (2) 千葉演習林清澄宿泊施設 2
- (3) 千葉演習林札郷宿泊施設
- (4) 千葉演習林郷台宿泊施設
- (5) 北海道演習林山部宿泊施設
- (6) 秩父演習林川俣宿泊施設
- (7) 秩父演習林栃本宿泊施設
- (8) 生態水文学研究所赤津宿泊施設
- (9) 生態水文学研究所五井塚宿泊施設
- (10) 富士癒しの森研究所山中宿泊施設

長期宿泊施設

- (1) 北海道演習林山部長期宿泊施設

(使用者の範囲)

第2条 宿泊施設使用者の範囲は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林利用規則第2条に掲げる演習林の利用を行う者とする。

2 長期宿泊施設は、前項に掲げる者で使用期間が連続する3ヶ月以上の者が使用することができる。

(使用の手続)

第3条 宿泊施設を使用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、地方演習林に提出し、地方林長の許可を受けなければならない。

(使用料等)

第4条 宿泊施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別紙（施設使用料）に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は返還しない。

3 その他、地方林長が別に定める宿泊等に要する実費負担額を納入しなければならない。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 火災、盗難その他事故防止に努めること。
- (2) 建物、設備、備品を丁寧に使用すること。
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 前各号のほか、地方林長の指示に従うこと。

(使用の取消等)

第6条 地方林長は、使用者がこの規則に違反したときは、使用許可を取り消し又は使用を中止させることができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成12年5月23日から施行し、改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設使用規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年5月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設使用規則は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成17年2月17日から施行する。

附則

この規則は、平成17年5月19日から施行する。

附則

この規則は、平成18年7月13日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設使用規則は、平成18年10月1日から適用する。

附則

この規則は、平成19年9月13日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林宿泊施設使用規則は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。